訪問リハビリテーション　重要事項説明書

この「重要事項説明書は」、指定訪問リハビリテーションサービス及び指定介護予防訪問リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、ご注意頂きたいことを説明するものです。

１．事業者の概要

事業者名称	宇治武田病院
開設者氏名	武田　隆久
所在地	宇治市宇治里尻 36-26
法人設立年月日	1976 年 12 月 1 日

２．利用者に対してのサービス提供する事業所について

事業所名称	宇治武田病院　訪問リハビリテーション
介護保険指定番号	2611203262
所在地	宇治市宇治里尻 36-26
連絡先（TEL／FAX）	0774－25－2785　／　0774－25－7003
管理者名	リハビリテーション科　秋本喜英
サービスを提供する地域	宇治市 ※池尾、炭山、二尾、西笠取、東笠取は別途交通費を請求致します。

３．事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問リハビリテーションの事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を別途「運営規定」に定め、理学療法士・作業療法士（以下、理学療法士等という）の従事者が要介護状態又は要支援状態にあり、医師が訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリ」という）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問リハビリを提供することを目的とする。
運営方針	理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復をはかるとともに在宅療養が継続できるように支援する。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４．同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管　理　者	理学療法士	1 名	0 名	1 名
理学療法士等	理学療法士	2 名	0 名	2 名
	作業療法士	0 名	1 名	1 名

５．サービス提供時間

営業日	月曜日～金曜日（ただし祝日及び１２月３０日～１月３日までを除く）
営業時間	８：３０～１７：００

6．サービス内容

医師の指示のもと居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が作成する「居宅サービス計画」又は介護予防支援事業所の担当者が作成する「介護予防プラン」に基づき、以下のサービスを提供いたします。

・病状のチェック（血圧・体温・呼吸・脈拍など）
・介助指導（移乗・移動・日常生活関連動作など）
・機能訓練及び環境適応
・住環境整備（家屋改造・改善等）
・日常生活動作訓練（食事、排泄、移動、入浴など）
・社会参加支援

※訪問リハビリの提供には身体への負担が伴います。体調の急激な変化やリハビリ実施中には様々なアクシデントが起こりえます。訪問リハビリを受けられるにあたり、効果と危険性についてご理解頂きたいと思います。

※交通事情などにより、サービス時間が前後することがございますが、ご了承ください。

7．利用料

（1）利用料

利用料として以下の料金を徴収いたします。ただし、介護保険の給付限度額を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

また、公費医療を受給されている方は利用料負担額の全額あるいは一部免除されます。

（地域単価＝10.33円）

＊訪問リハビリテーション費

基本		利用料（10割負担）	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション 1回20分以上のサービス 1週間に6回を限度 （退院後3ヶ月間は12回可）	要介護	3182円	318円/回	636円/回	954円/回
	要支援	3078円	308円/回	616円/回	924円/回

減算		利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
未実施減算 （当院の医師が関与していない場合）		517円	52円/回	104円/回	156円/回
12ケ月超減算(要支援のみ) リハビリ開始日の属する月から12月を超えて	※要件を満たす	減算なし			
	要件を満たさない	310円	31円/回	62円/回	93円/回

※要件とは：3カ月に1回リハ会議を行い計画書の見直しを行い、且つLIFEを利用し厚生労働省に情報提供を行っている事。

加算		利用料 (10割負担)	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
リハビリマネジメント加算 (継続的にリハビリテーションの質を管理したもの)	2	2200円	220円/月	440円/月	660円/月
	3	2789円	279円/月	558円/月	837円/月
短期集中リハビリテーション加算		2066円	207円/日	413円/日	620円/日
サービス提供体制強化加算Ⅰ		62円	6円/回	12円/回	19円/回
移行支援加算		176円	18円/日	35円/日	53円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算		2479円	248円/回	496円/回	744円/回
退院時共同指導加算		6198円	620円/回	1240円/回	1859円/回
介護職員等処遇改善加算		所定単位数の1.5%加算			

＊一日単位に利用日数を計算しますと、端数の関係で合計金額が多少異なります。

※加算の算定要件

○リハビリマネジメント加算（２）：

・３ヵ月に１回以上リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等を構成員と共有しリハビリ計画を立て、その計画についてセラピストが説明し、同意を得た場合。

・リハビリテーション会議を欠席した構成員に情報の伝達を行う。

・上記２点を満たし、厚生労働省に計画の情報を提出している場合。

○医師により計画を説明した場合(３)：

・リハビリテーション会議においてリハビリの計画を医師が説明し、同意を得た場合。

○短期集中リハビリテーション実施加算：

・退院/退所もしくは要介護認定日から起算して3ヶ月以内。

・概ね2日/週以上、20分/日以上の実施。

○サービス提供体制加算：

・理学療法士等の内１名以上が勤続7年以上の場合。

○移行支援加算：

・利用者の社会参加等(自宅で役割の獲得や通所サービスへの移行等)を支援した場合。

○認知症短期集中リハビリテーション実施加算：

・認知症であると医師が判断した利用者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された場合。

・訪問開始から3か月以内に集中的に行う場合。

・算定は2日/週が限度。

○退院時共同指導加算：

・退院前カンファレンス等に参加し、リハビリテーションに関わる情報の共有等、在宅でのリハビリテーションに必要な退院時共同指導を行った場合。

・初回の訪問を行った際に１度だけ算定可能。

（２）その他の費用

交通費	２に定めるサービスを提供する地域以外の方は、１回の訪問につき 400 円徴収いたします。 同行練習で必要となる費用について、利用者負担とさせて頂きます。

（３）料金のお支払い方法

請求方法等	利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に関わる請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに訪問時に手渡しします。
支払い方法等	お支払い方法は、下記のいずれかの方法によりお支払いください。ご契約の際に確認いたします。 ① 窓口支払い ② 口座引き落とし 支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要になることがあります。）

＊料金等の変更があった場合、直ちに新たな【重要事項説明書】を作成し、お互い取り交わします。

＊利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から２ヶ月以上遅延し、さらに支払いの催促から１ヶ月以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

＊契約者が利用料等の諸費用を支払わない場合は、限度額（上限額）３０万円を連帯保証人が支払うものとします。

８．サービス提供に関する相談・苦情

提供した指定訪問リハビリテーションに関わる利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

	電話番号	担当
当事業所	0774-25-2785	秋本喜英
宇治市	0774-20-8730	介護保険課
京都府	075-414-4672	健康福祉部　介護・福祉事業課
山城北保健所	0774-21-2911	介護・地域福祉課
京都府国保連合会	075（354）9050	介護保険課

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。当事業所の電話受付時間は午前 8 時 30 分～午後 5 時。
また、ご意見箱を病院１階総合案内に設置しています。

９．秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いません。 ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、利用者及び法定代理人の求められた場合、事業所の規定に応じてその内容を開示することとします。
当事業所の個人情報の利用目的について	①事業所が利用者等に提供するサービス ②業務の維持・改善のための資料 ③学生の実習への協力 ④介護保険業務 ⑤業務上必要な行政への対応 ⑥ご家族への心身の状況説明及びご家族からの問い合わせ対応 ⑦損害賠償保険等に係る保険会社への相談又は届出 ⑧当該事業所からの案内

１０．事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。別途処理要項を定め、また賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行うものとします。

１１．緊急時の対応

サービス提供中に様態の変化等があった場合は、事前の取り決めにより、主治医、消防署、居宅介護支援事業所等に連絡をいたします。

１２.人権擁護及び虐待の防止

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための措置を講ずるものとし、利用者の人権の擁護及び虐待が疑われる場合には、関係事業所や関係機関と連携の上、必要な措置を講じます。

１３．感染管理

従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとし、事業所において感染症が発生又はまん延しないように措置を講じます。

１４．ハラスメントへの対応

適切な事業の提供を確保する観点から、職場及び訪問先において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者及び利用者の環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

１５．業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

１６．身体拘束等の禁止

原則として利用者に対しての身体拘束や行動を制限する行為は行いません。ただし、利用者又は利用者以外の他者の生命や身体を保護するため、緊急やむ得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、理由を記録します。

１７．　この説明書の内容は２０２６年６月１日より適用いたします。